

○社会福祉法人佐渡前浜福祉会個人情報保護規程

(平成25年12月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐渡前浜福祉会（以下「法人」という。）が保有する利用者（以下「本人」という。）の個人情報につき、個人情報の保護に関する法律、その他関連法規及び介護保険法等の趣旨の下、これを適正に取り扱い、法人が掲げる「個人情報保護の対応に関する基本方針」が目指す個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

本人が死亡した後においても、その本人の情報を保存している場合及びその情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に取り扱う。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したもの。

イ アに掲げるもののほか個人情報を一定の規則に従って整理または分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

法人が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶ恐れがあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発する恐れがあるもの以外をいう。

(5) 本人等

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 従業員

法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。

(7) 匿名化

個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、コンピュータ処理がなされているか否か、及び書面に登録されているか否かを問わず、法人において処理される全ての利用者の個人情報、個人データ及び保有個人データ（以下「個人情報等」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

2 前条第1項第6号の規定により、ボランティア、実習生等法人に所属しないものに対しても、この規程の趣旨を踏まえた適切な取り扱いを求めるものとする。

3 個人情報等を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督を行い、この規程に従って個人情報の保護を図るものとする。

第2章 個人情報保護に係る安全措置

(個人情報保護に関する基本方針)

第4条 法人は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

2 法人は、個人情報の収集、保護、利用等に関する基本方針を別に定め、これを公表するものとする。

(利用目的の特定)

第5条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、または公表するものとする。

4 法人は、個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を別に定める。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

3 法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

(取得の制限)

第7条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 法人は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報について取得してはならない。

3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得できないとき。

4 法人は、前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書及び他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
- (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより法人の権利または当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

(個人データの適正管理)

第9条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保たなければならない。

- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実かつ速やかに破棄または削除しなければならない。
- 5 法人は、個人情報の取り扱いの全部または一部を法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第10条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意なしに個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受けるものは、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合。
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いている場合。

(従業員による個人情報の取り扱い)

第 11 条 従業員または従業員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏えいし、または不当な目的のために利用してはならない。

- 2 従業員は、本規程第 4 条から第 10 条の各事項を具体的に実践するために、必要な事項について別途定められた規則を遵守するものとする。
- 3 従業者は、社会福祉法人佐渡前浜福祉会職員就業規則（平成 16 年 8 月 10 日制定。）第 6 条第 1 項第 3 号及び、社会福祉法人佐渡前浜福祉会臨時職員就業規則（平成 16 年 8 月 10 日制定。）第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、採用時に本規程及びその他個人情報に関する要綱等の定めを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。
- 4 役員、嘱託医、第三者委員、委託業者、ボランティア及び実習生等については、前項の規定は適用しない。

(本人等からの請求に対する対応)

第 12 条 法人は、本人等から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または口頭によりその利用目的の通知、開示、内容の訂正等、または利用停止等の申請が行われた場合には、速やかに対応しなければならない。

- 2 前条の手続き等については別に定める。

第 3 章 個人情報管理体制

(個人情報管理)

第 13 条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を置く。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関し、内部規則の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。
- 3 個人情報保護管理者は、この規則に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取得、利用、提供または委託処理につき、全ての従業員にこれを理解させ、遵守させなければならぬ。
- 4 個人情報保護管理者は、個人データの安全管理措置について定期的に見直しや改善を行うものとする。

5 個人情報保護管理者は、個人情報漏えい等の問題が発生した場合において、法人の理事長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ可能な限り、事実関係を公表するとともに、都道府県等の所管課に速やかに報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第14条 法人は、個人情報の取り扱いに関する相談・苦情（以下「苦情」という。）について、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 法人は、前項の目的を達成するために、施設に相談窓口を設け、その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(教育)

第15条 個人情報保護管理者は、従業員に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報管理の適正で確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努めるものとする。また、ボランティア、実習生等に対しても個人情報の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行うよう指導・監督しなければならない。

第4章 雜則

(その他)

第16条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。